

ボランティアパトロール  
ICHICO ポイント付与申請の手引き

【はじめに】

ボランティアパトロールへのご協力ありがとうございます。市川市では、令和8年度市川市デジタル地域通貨(以下、ICHICO)の行政ポイント事業の一つとして、ボランティアパトロール新規登録者にICHICOのポイントを支払っています。ポイントの付与を申請する方(以下、「申請者」といいます)は、この手引きに基づきご申請ください。

【申請者・要件】

申請者は、ボランティアパトロール新規登録者のうち、ポイント付与を希望し、「chiica」アプリをインストールしてICHICO会員登録した方とします。申請者の居住地は市内・市外を問いません。ただし、ボランティアパトロールを令和8年度中に一度脱退し、再登録した場合はポイントの付与を認めません。

【実施期間】

令和9年2月26日申し込みまでとします。 ※予算がなくなり次第終了します。

【ポイント付与数】

申請者に付与する ICHICO ポイントは、500 ポイントとします。

【ICHICO ポイント付与までの流れ】

1. ボランティアパトロール新規登録者は、行徳支所総務課・大柏出張所・南行徳市民センター・市川駅行政サービスセンターのいずれかの窓口に「いちかわボランティアパトロール登録申込書」を提出します。

なお、登録申込書には欄外に下記2点を追記してください。

①ICHICOポイント付与希望の有無

②ICHICOの会員コード(ポイント付与希望有りでICHICO会員登録済みの場合)

※職員に会員コードの表示されたスマートフォン画面を提示してください

2. 実施要領・登録番号札(ワッペン)・パトロール用帽子を受領します。

ポイント付与を希望される方は「ICHICOポイント付与申請の手引き」も受領します。

「ICHICOポイント付与申請の手引き」にはICHICO会員登録用のQRコードが掲載されています。

(行徳支所総務課・大柏出張所・南行徳市民センター・市川駅行政サービスセンター申請用)

- ICHICO会員登録済みで「いちかわボランティアパトロール登録申込書」にICHICOの会員コードを記入いただいた方には、申込から2週間程度でポイントが付与されます。
- ICHICO会員未登録の方は、後日ご自身のスマートフォンでICHICO会員登録をし、会員コードの表示されたスマートフォン画面のスクリーンショットと身分証明書のコピーを市民安全課宛てにメール送付又は郵送してください。市民安全課で会員コードを確認後、1週間程度でICHICOポイントが付与されます。

市民安全課メールアドレス：[aopato@city.ichikawa.lg.jp](mailto:aopato@city.ichikawa.lg.jp)

◇ICHICO 会員未登録の方は、下記 QR コードからスマートフォン専用アプリ「chiica」をインストールし、会員登録をしてください。



iOS 端末インストール用



Android 端末インストール用

#### 【ポイントの確認方法】

「chiica」アプリの「内訳」からご確認ください。

(ポイントの名称は「令和 8 年度 ボランティアパトロール」です。)

#### 【注意事項】

◇ポイント付与は 1 人 1 回限りです。

◇ポイントが予算額に達した時点で事業は終了となります。

◇付与された ICHICO ポイントの有効期限は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

#### 《問い合わせ・書類提出先・メールアドレス》

市川市 市民部 市民安全課

第 1 庁舎 3 階

住所：〒272-8501 市川市八幡 1-1-1

電話：047-334-1129 FAX：047-336-8073

メールアドレス：[aopato@city.ichikawa.lg.jp](mailto:aopato@city.ichikawa.lg.jp)